

## 令和5年第3回訓子府町議会定例会会議録

### ○議事日程(第3日目)

令和5年 9月14日(木曜日) 午前 9時30分開議

- 第7 議案第58号 令和5年度訓子府町一般会計補正予算(第6号)について
- 第8 議案第60号 令和5年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第9 議案第59号 令和5年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第10 議案第61号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第18 請願第1号 国の責任による少人数学級のさらなる前進を求める請願書

### 追加日程

- 第1 意見書案第3号 国の責任による少人数学級のさらなる前進を進める要望意見書
- 第2 意見書案第4号 国の教育予算を増やして高校授業料無償化、給付奨学金制度の確立を求める要望意見書
- 第3 意見書案第5号 特別支援学校の過大過密解消および特別支援学級の学級編制標準の改善を求める要望意見書
- 第4 意見書案第6号 国の責任で教職員未配置・未補充問題の改善を求める要望意見書
- 第5 意見書案第7号 肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める要望意見書
- 第6 意見書案第8号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書

○出席議員（9名）

1番	山田日出夫君	2番	渡邊智大君
3番	西森信夫君	4番	吉野美香君
6番	村口鉄哉君	8番	余湖龍三君
9番	大野良弘君	10番	泉愉美君
11番	北川克良君		

○欠席議員（1名）

7番 谷口武彦君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	伊田彰君
副町長	森谷清和君
総務課長	硯見康之君
企画財政課長	篠田康行君
企画財政課業務監	本庄朋美君
町民課長	山田英知君
福祉保健課長	坂井毅史君
福祉保健課業務監	関口好子君
農林商工課長	大里孝生君
建設課長	荒沢直樹君
建設課業務監	河端健君
上下水道課長	森田繁光君
地域創生室長	鈴木淳君
会計管理者	今田朝幸君
教育委員会教育長	林秀貴君
教育次長・管理課長	高橋治君
子ども未来課長	伊原こずえ君
社会教育課長・図書館長	佐藤貴裕君
農業委員会事務局長	今田和則君
監査委員	平塚晴康君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	中村隆広君
議会事務局書記	奥山結衣君

◎開議の宣告

○議長（山田日出夫君） 皆さま、おはようございます。

定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日は谷口議員から急な高熱による欠席の届出が出ております。したがって9名の出席であります。

なお、細川農業委員会会長から本日欠席する旨の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりでございます。

◎議案第58号、議案第60号

○議長（山田日出夫君） これより、提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第58号、議案第60号について、質疑、討論、採決をいたします。

一括議題の質疑にあたりましては、議事の進行上、会議規則第55条のただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑することを許します。

まず最初に、議案第58号の質疑を許します。議案書では1ページです。

ご質疑ございませんか。

吉野議員。

○4番（吉野美香君） 4番、吉野です。9ページの下の方のメロン振興事業補助金についてなんですけれども、こちらは説明では1申請者の見込み金額となっておりますが、この見込みというのは、こういう方がいて、大体この方が申請するんじゃないだろうかという見込みがあって予算を立てたのか、もしくは、やみくもにと言ったら変なんですけど、1人くらいは申請するだろうという感じで予算を立てたのかを教えてください。

それと、もう一つは、もし、これに事業者が殺到した場合というか、何人かきた場合の選定の基準などを教えてください。

○議長（山田日出夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 9ページの6款、1項、3目、農業振興費のメロン振興事業の補助金について、ご質問がありました。

こちらについては、1人の生産者の方が今回、増反したいというような見込みがあったので、この予算を計上しております。一般質問でもご説明したとおり、この事業は議決をいただいたら公募に入るわけなんですけども、それ以外の方が出てきた場合は、この部分というのは、実際は来年のメロンに増えるのにつながっていく部分なので、少し時間的の猶予があるものですから、またその部分の増えた分は12月補正とかというようなことで予算の補正をさせていただきたく考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） ほかにご質疑ありますか。

西森議員。

○3番（西森信夫君） 3番、西森です。同じく、4款、1項、3目の農業振興費のメロンの件であります。この件に関してメロン振興に関しては非常に賛成したいというふうに思っております。

ただ、なぜ、ハウス補助金なのかの理由と、それからこれは補助対象者が町内農業者と

いうことになっております。町内には農業をやっている事業者も何社かあります。それは該当にならないのか。

それから、1申請者当たり、大体569万4千円ということで、570万ほどの補助をするということで、1件に対して570万ほどの補助するということでもあります。これが満杯になれば、追加補正の多用も考えているという報告がなされましたが、非常にこれは、これだけの高額を1事業者、個人に助成するというのは今まででなかったように思います。ここら辺の見解を一つお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） まず、メロン振興について、3点ほどの質問がありました。

今回のハウスの増反事業という部分の補助カードを切った理由というのは、一般質問のところでもちょっと重複してしまいますけども、これまでメロン振興会だけ、農協の系統の流通を対象としてきたわけですけども、その部分でハウスの増反策を打ってまいりました。今度はメロン振興会の部分もちろん対象としますけども、それ以外の系統外の流通も認めるということで、ハウスの増反の適用を広げたというようなことで、メロン振興を図るということを主眼に置いております。

2点目の質問ですけども、町内農業者をこの事業は対象としております。事業者が対象になるのか否かというようなご質問でしたけれども、基本的に農業者を構成する法人とか、そういった部分であったら対象にいたしたいと思っておりますけども、いわゆる企業と言われる部分、そこがメロンを作るという部分は、この事業は現在のところは想定しておりません。

最後に、追加補正、過去に例がない、このような高額の助成を個人に投下するということですけども、やはりメロンのハウスとか、こういうハウスが高騰しておりまして、余湖議員とかからは、もっと補助率を上げるべきではというような見解もありました。こちらとしても、その部分、ハウスの耐用って約10年ぐらいなんですけども、そういった部分とか、10年間全て補助とかはできませんけども、そのハウスの坪数からしてどのぐらいハウス1棟当たり収入が得られるのかということも考えて、償却していった部分を考えて上で、2分の1ぐらいが妥当ではないかというような結論に対して、高額な補助ではありますけども、こういった補助でメロン振興をやっていきたいということで考えた所存であります。

以上、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（山田日出夫君） ほかにご質疑ありますか。

西森君。

○3番（西森信夫君） 2回目質問したいんですが、これはメロン振興を図るためには、なぜメロンが減っているかという当然その理由は調査していると思います。以前はやはり玉ネギだけではなかなか経営が成り立たないということで、玉ネギの補完作物として、空いているビニールハウスにメロンを作付けしたというのが始まり、訓子府のメロン作りの始まりでした。ただ、今、平成14年から配給がなされなくなった。中国からの輸入が入ってこなくなった。メロンを作らなくても玉ネギだけで食べていける時代になってきたということで、非常に手間のかかるハウスものは敬遠されて、若い人たちはやらないという状況になっております。なぜそのメロンが減るかということになりますと、ハウスだとか

そういう問題ではなくて、人的にやはりやる人がいなくなってきた。年寄りがいなくなってきた。若い人たちは面積が増えたもので、そのハウスに関わっている余力がないということでもありますから、やはりハウスあたりの助成じゃなくて、植え付け、それから収穫の人的な助成をすべきではないかというふうに私は考えます。

それから、やはりハウスあたりを助成すると、これは償却資産になります。大体ハウスは10年から15年軽く持ちますし、持たす人によれば、20年とか25年使います。高額なものですから、やはり更新する農家も補助があればほしいというのが本音です。それを特定の人にやっぱり補助するというのは、私はいかがかなというふうに思いますので、再度そこら辺の考え方を聞きたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 今、メロン振興事業補助金に関して再質問いただきました。基本的には、訓子府メロンをどうしていくんだという議論がこの議会でも一部、余湖議員からは6回にわたりご質問をいただいて、いろんな議論をしていたところでございます。今年に入り、一番衝撃的だったのはふるさとまつりでメロンを売ることができなかった。たまたまいつも早出ししているところがなかった。いろいろ調べていくと20%程度、昨年からは坪数で落ちている。そういったところを鑑みて、どういう振興策がいいんだ。ただ、いろいろ外部から持ってくるか、いろんな公設民営とか、そういった部分のご意見もいただいております。でも、まずは、現在の生産者をどうやって支えるかというところが先かなということで、これが終わって、次にどういう展開をするかというのはまだちょっと今後も含めて出てくると思うんですけども、そういった意味では、今ちょっと大里君から出た該当者というか、ちょっと色気がある方については、外からちょっと人的な応援も頼んだのが、今年実際頼んで、それにおおむね目途がついたということで増反をするということで、踏ん切っていただいたということでございます。いろいろあの高額という部分も含めて、ただ、これ満額、だから100mハウスが2本の満額の部分でございますので、そういった意味では、ほ場の区画の問題とか、そういった問題もあろうかなというふうに、ほかの部分ではということでございます。

あわせて償却資産ということでございますけども、半額の、1、100万ほどかかりますので560万は今後の償却で、560万については、おそらく圧縮記帳をやって経費として、そのままゼロで落とすかなというふうに思っておりますので、こういった意味では何とか生産量を維持したいというのが、われわれ行政側の思いでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） ほかにご質疑ございますか。

北川君。

○11番（北川克良君） 11番、北川です。7ページ、第3款、民生費の第1項、社会福祉費、1の社会福祉総務費で償還金、自立支援サービス事業について説明をお願いします。

○議長（山田日出夫君） 福祉保健業務監。

○福祉保健課業務監（関口好子君） 議案書7ページの3款、1項、1目、社会福祉総務費の自立支援サービス事業の説明についてというご質問だったと思います。

これにつきましては、障がい者に対する自立支援の給付費に対する例えば居宅介護とかあと重度訪問介護、就労支援のサービス、医療面では、透析を受けている方とか、股関節

の手術をした方の医療費、あと児童でいえば、児童の放課後デイサービスとか、そういうところに通所されている方の費用について、かかった経費に対して、国が2分の1、道が4分の1で、町が2分の1ということで、これの国の負担金とあと道の負担金について申請した額より決算した額が多くもらっていたということで返還となったということになります。

以上です。

○議長（山田日出夫君） ほかにご質疑ありますか。

余湖君。

○8番（余湖龍三君） 8番、余湖です。一つだけお願いします。7ページの総務費、第2項、税務総務費とかの欄の固定資産評価事業のシステム改修、その下のシステム改修というのが八百数十万、280万とありますけども、私はちょっとよくわからないんで教えてほしいんですけども、今までこういう系統のシステム改修については、国の予算の関係で補填されているんじゃないかなと思うんですが、これは全くの一般財源から出しているということの事情を説明いただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 町民課長。

○町民課長（山田英知君） ただいま、議案7ページ、2款、2項の中の税務総務費および賦課徴収費の中のシステム改修業務、2本について、国からの補助など、そういった部分はなかったのかというご質問ありました。

まず、今回の改修の概要を説明させていただきますけれども、固定資産の評価事業の方のシステム改修業務につきましては、基幹業務システムの中で税の計算をしているんですけども、そういったシステムというのは、令和7年度までに国で示します標準準拠システムに移行させる必要があります。移行に向けた準備を行うための今回システム改修となっております。

それで今回は、固定資産の賦課に必要な土地評価情報のデータクレンジングということで、主に宅地、4千筆ある宅地に対して、現在46種類の標準地番号という番号が付番されているんですけども、その標準準拠システムへの移行に向けて、単価ごとに枝番を付して管理する必要性が出てきまして、その桁数を10桁まで増やしまして、現在の46種類を約1,600種類に増やして付番して評価情報のデータ更新を行うものでございます。ということで、国が示す標準準拠システムに対応するための改修ということで、国の補助事業というのはありまして、今回も該当することもあるんですけども、実は基幹系のシステムの中でこういった税の改修をやるんですけども、総務課のシステムの担当者に確認したところ、システム全体での改修費というのが、補助対象事業費の上限額を大きく上回る予定がありまして、今回の改修費を含めても含めなくても補助額が変わらないというところがありまして、この年度途中の早期に改修を実施するところを優先しまして、全額町単費で実施することとさせていただいております。一つ目の固定資産のシステム改修業務については、このような状況であります。

また、二つ目の賦課徴収事業の中のシステム改修業務につきましては、こちらも国との関連がありまして、令和6年度から住民税の均等割とあわせて森林環境税を賦課することに伴うシステム改修であります。国税であります森林環境税を令和6年度から町で賦課して徴収するための改修でございまして、その条例改正につきましては、今年5月の臨時議

会で承認いただいたところでございますが、それに対応するためのシステム改修となっております。

それで財源の部分でございますけども、こちらは今回のシステム改修費に対しまして普通交付税での交付税措置があるという制度となっております、普通交付税ですので、今年度の部分での特定財源というのはいない形になりますので、全額単費というような予算計上となっております。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 余湖君。

○8番（余湖龍三君） 8番、余湖です。ちょっといろいろな説明は要らなかったんです。この中身の説明じゃなくて、なぜ、こういうシステムというのは、本当に今までいろいろ、これ非常にお金のかかることで、両方あわせると1千万からのお金を使うわけなんですよね。ですから、それがなぜ今までみたいに国の補助の中でできないのか。なぜ一般財源でということですか。ですから今、聞いていますと上の固定資産評価事業については、国からの補助もあるけども、それで間に合わない部分をこうやって一般財源でやるんだというようなことになると、今後もこういうシステムの変更というのは、一般財源からこういうふうに出るといことは非常に大きな問題、問題といいますか、今までと違う形になるんじゃないかと思うので、そこら辺の対応というのは、今後の対応はどういうふうになるのかなと思ってお聞きします。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 今システム関係の財源の問題ということで、ちょっと少し大きめの話題になりますので、今、国で、今、山田課長の方から申し上げたとおり、令和7年度を目標に基幹業務といわれている税も含めて国保も含めて20業務、これを標準化を行うということで、もう3年ほど前に基本法が成立しまして、それに向けて各自治体動いているところでございます。うちのまだ概算の域は出ないですけど、うちのその業務の入ることに対するシステム改修費等々も含めて二億七、八千万かかる。実態の国の補助上限額というのは2,600万程度なんです。だから10分の1です。これはちょっと大ごとというか、問題提起は既にしまして、どこの町も、ちょっと差はありますが、大体1割程度の財源しかきてない。国は全てのを標準化って、各自治体同じシステムを入れて、システム改修、こういうようなシステム改修を同じシステムだから、今度は安くできるよ。ベンダーさんが一つではなくて、五つぐらいのベンダーさんがあるので、そういうことを目的に今動き出しているんですけども、ちょっと入れるまでの部分が、非常に今問題視がされて、ちょっと今回補正も含めて、少し上乘せするようなイメージはあるんですけども、まだそこまでの話はちょっと出てきていない状態なので、今回出さしてもらった固定については先行してやるということで、そういった意味では、単独の色が見えているというのが実態でございますので、これはまたもうちょっと動く可能性ありますので、またあわせてこれに対する財源措置が出た場合については、財源補正も含めて検討してみたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） ほかにご質疑ございませんか。

村口君。

○6番（村口鉄哉君） 6番、村口です。9ページ、6款、農林水産業費、第1項、農業

費の3、農業振興費の説明欄の負担金、補助及び交付金の上段の方の農業後継者育成事業補助金ということで、海外研修というふうに説明が、大きな部分で説明がありましたけれども、一つ目には海外研修の目的、それから二つ目については、研修内容が決まっているのであれば、すみません、教えていただきたい。それから人数が分かりませんが、研修後の報告会なりを開催されるのかどうか、この3点についてお願いしたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今、村口議員からご質問のあった9ページ、6款、1項、3目、農業後継者育成事業補助金についてですけれども、こちらの目的は、今回は農協青年部ということで、海外視察研修で、目的としましては、今、国でも緑対策という環境配慮型という農業が課題になってきておまして、いかに二酸化炭素とかそういったものを削減するかというようなものに立ち向かっていかなければなりません。その先進地というようなことで、アメリカのサンフランシスコ、ロサンゼルス、そのあたりを行って来るといようなものであります。

具体的な研修の内容は、ちょっと難しい専門的な用語ですけども、リジェネラティブ農業、横文字ですけども、これは環境再生型農業の生産現場を農家視察で見てくるという部分とファーマーズマーケットの視察、あとワイナリー、生鮮野菜、玉ネギ関連の農場とか、そういった部分の視察をしております。

きたみらいですから、訓子府以外の方も行かれます。全体で農業者は11名、うちの町から行かれる方は7名となっております。

こちらの部分、農協青年部を代表して行かれることから、農協青年部の全体の会合とかで、この視察研修の成果ということをご報告することになってございます。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 村口君。

○6番（村口鉄哉君） 6番、村口です。2回目の質問させていただきます。報告について、JA青年部が行くからJA青年部でやるというような報告会では私はないと思うんですよね。基本的にJAの研修に乗っかって訓子府の後継者が行くということですので、そこに限らず、町内の費用で行くわけだから、別にやるのかは別ですけども、訓子府でも報告会をやっていたらいいというふうに思いますけども、どうですか。

○議長（山田日出夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） こちらについては、今、確かに全体と申し上げましたけれども、訓子府の農業者の方への報告会という形につきましては、今後、青年部とちょっと話しながら検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） ご質疑ございませんか。

大野君。

○9番（大野良弘君） 私から2点質問させていただきたいと思います。

まず一つは、6ページの2款、総務費、1項、総務管理費の4番目の公有林管理費、町有林の整備の関係、それと補助の関係と単独と2本あるわけです。それともう一つ、5番目の保安林管理費の野ネズミの殺鼠剤散布に関する単独分ということなんですが、これが9月議会に提案されて、なぜ当初とか6月でなかったのかというのを一つ教えてほしいと思います。

それと、もう一つが9ページの6款、農林水産業費、1項、農業費の3番目の農業振興費の中の先ほどから議論されていますメロン振興事業補助金の関係で一つなんですが、今回これについては、ハウスのまずはメロンの生産者を何とか確保したいという意思もわかりましたし、私は賛成なんですけど、今後、希望が多くなってきたら、それなりに対応するという事なんですが、今、実際メロンを作付けしている生産者の気持ちを考えたときに、われわれも維持していく努力をしている。それに対する何かの考えはないのかということもちょっと危惧しております、また12月議会なり当初なりに向けていろいろ検討してほしいと思っております、そこら辺、もし何かありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 二つ目の質問は、若干、予算審議から外れますけども、関連するような形で答弁できたらお願いしたいと思います。

農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） ただいま、大野議員からご質問のありました6ページ、公有林管理と保安林管理の殺鼠剤の部分、こちらは冒頭の企画財政課長からのご説明の中でも、4月に殺鼠剤の価格の改定があったということで申し上げた次第です。その価格改定というのにわれわれが出席しているわけでありませぬし、そういった情報が、今回って9月に下りてきたわけじゃありませんけども、6月以降に下りてまいりました。役場というのは普通は年度初め、11月には次年度の予算を組んで動いてますから、その辺やっぱり3割ほど上がったということですから、このタイミングでの提案になったということで、ご理解いただきたいと思います。

二つ目のご質問、9ページのメロン振興事業の今回は新規増反の方々、メロンを今まで維持してきた方々の助成についてはという部分につきましては、現行で今回提案したものは別にメロン振興会の部分とか、そういった事業でメロンの苗の部分であるとかというような支援をやっておりますので、今のところ新たにという部分での提案は考えておりませぬけども、一般質問のやりとりの中で、今後に向けてちょっとさまざまなことをまた検討しながら進めていかなきゃならないと考えておりますので、そういったご理解をお願いしたいと思います。

○議長（山田日出夫君） ほかにご質疑ございませんか。

説明の訂正の申し入れがありましたので、発言を許します。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（関口好子君） 先ほど北川議員からのご質問の中で国庫支出金等返還金の中で、国・道・町の負担割合のところ、国が2分の1、道と町がそれぞれ4分の1というところを2分の1と言ってしまったので、訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。国が2分の1、道が4分の1、町が4分の1になります。

○議長（山田日出夫君） ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、議案第58号の質疑を終了いたします。

次に、議案第60号の質疑を許します。議案書では15ページです。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 質疑がないようですので、議案第60号の質疑を終了いたします。

以上をもって、一括議題の質疑を終了いたします。

これより、一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

反対討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、一括議題の議案第58号、議案第60号の採決をいたします。

討論のなかった案件については、一括採決といたします。

議案第58号、議案第60号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第58号、議案第60号は、いずれも原案のとおり可決されました。

◎議案第59号、議案第61号

○議長(山田日出夫君) これより、議案第59号、議案第61号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第59号の質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。議案書は12ページです。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第59号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号の質疑を行います。これも1人3回まで質疑を行えます。議案書では19ページです。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。  
これより議案第61号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで午前10時20分まで休憩といたします。

休憩 午前10時 9分

再開 午前10時20分

○議長(山田日出夫君) それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

#### ◎請願第1号

○議長(山田日出夫君) 日程第18、請願第1号 国の責任による少人数学級のさらなる前進を求める請願書を議題といたします。議案書では33ページです。

冒頭、説明いたしましたように、紹介議員が急な病気で欠席しております。

本来なら、ここで紹介議員に説明を求めるところであります。前例のないことではございましたので、北海道議長会に対応を照会したところ、説明者が欠けたときでも請願書の受理は有効であり、かつ説明と質疑を省略することができることとされておりました。

したがって、説明と質疑を省略して進めたいと思います。

お諮りいたします。

本請願は会議規則第92条第2項の規定により、委員会負託を省略し、ただちに討論に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。  
これより請願第1号の採決を行います。

本請願を採択することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 異議なしと認めます。

よって、本請願は採択されました。

◎追加日程の議決

○議長（山田日出夫君） お諮りいたします。

ただいま、西森信夫君ほか4名から、意見書案第3号 国の責任による少人数学級のさらなる前進を求める要望意見書、同じく、西森信夫君ほか4名から意見書案第4号 国の教育予算を増やして高校授業料無償化、給付奨学金制度の確立を求める要望意見書、同じく、西森信夫君ほか4名から意見書案第5号 特別支援学校の過大過密解消および特別支援学級の学級編制標準の改善を求める要望意見書、同じく、西森信夫君ほか4名から意見書案第6号 国の責任で教職員未配置・未補充問題の改善を求める要望意見書、および余湖龍三君ほか4名から意見書案第7号 肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める要望意見書、同じく、余湖龍三君ほか4名から意見書案第8号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書の件が提出されました。

この際、これらを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5、追加日程第6とし、ただちに議題といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第3号、意見書案第4号、意見書案第5号、意見書案第6号、意見書案第7号、意見書案第8号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで意見書の配布の関係から暫時休憩とします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時27分

○議長（山田日出夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎意見書案第3号

○議長（山田日出夫君） これより、追加日程第1、意見書案第3号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

西森信夫君。

○3番（西森信夫君） ただいま、議長からお許しをいただきましたので、意見書案第3号について、ご説明をいたします。

意見書案第3号

国の責任による少人数学級のさらなる前進を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年9月14日

訓子府町議会議長 山田 日出夫 様

提出者

訓子府町議会議員 西 森 信 夫

〃 吉 野 美 香

〃 山 田 日 出 夫  
〃 渡 邊 智 大  
〃 北 川 克 良

次のページをお開きください。

この意見書案の内容につきましては、先ほど採択されました請願第1号において説明がありましたので、記以下の要望事項のみを朗読し、説明にかえさせていただきます。

(以下、意見書案朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月14日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 山 田 日 出 夫

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
総務大臣 様  
財務大臣 様  
文部科学大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしく願いをいたします。

○議長（山田日出夫君） これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了したいと思います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（山田日出夫君） 討論がありませんので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第4号

○議長（山田日出夫君） 次に、追加日程第2、意見書案第4号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

西森君。

○3番（西森信夫君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第4号について、ご説明をいたします。

意見書案第4号

国の教育予算を増やして高校授業料無償化、給付奨学金制度の確立を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年9月14日

訓子府町議会議長 山田日出夫 様

提出者

訓子府町議会議員	西 森 信 夫
〃	吉 野 美 香
〃	山 田 日 出 夫
〃	渡 邊 智 大
〃	北 川 克 良

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。次のページをお開きください。

(以下、意見書案朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月14日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 山田日出夫

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
総務大臣 様  
財務大臣 様  
文部科学大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長(山田日出夫君) これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第5号

○議長（山田日出夫君） 次に、追加日程第3、意見書案第5号を議題といたします。  
提出者からの提案理由の説明を求めます。

西森君。

○3番（西森信夫君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第5号について、説明をいたします。

意見書案第5号

特別支援学校の過大過密解消および特別支援学級の学級編制標準の改善を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年9月14日

訓子府町議会議長 山田日出夫 様

提出者

訓子府町議会議員	西森信夫
〃	吉野美香
〃	山田日出夫
〃	渡邊智大
〃	北川克良

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。  
次のページをお開きください。

（以下、意見書案朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月14日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 山田日出夫

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
総務大臣 様  
財務大臣 様  
文部科学大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（山田日出夫君） これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第5号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第6号

○議長（山田日出夫君） 次に、追加日程第4、意見書案第6号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

西森君。

○3番（西森信夫君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第6号について、説明をいたします。

意見書案第6号

国の責任で教職員未配置・未補充問題の改善を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年9月14日

訓子府町議会議長 山田日出夫 様

提出者

訓子府町議会議員	西森信夫
〃	吉野美香
〃	山田日出夫
〃	渡邊智大
〃	北川克良

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

（以下、意見書案朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月14日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 山田日出夫

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

総務大臣 様

財務大臣 様

文部科学大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いをいたします。

○議長（山田日出夫君） これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑できます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。  
討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。  
これより意見書案第6号の採決を行います。  
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 異議なしと認めます。  
よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第7号

○議長(山田日出夫君) 次に、追加日程第5、意見書案第7号を議題といたします。  
提出者からの提案理由の説明を求めます。  
余湖龍三君。

○8番(余湖龍三君) ただいま、議長からお許しをいただきましたので、意見書案第7号について、ご説明いたします。

意見書案第7号

肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年9月14日

訓子府町議会議長 山田日出夫 様

提出者

訓子府町議会議員	余湖龍三
〃	大野良弘
〃	村口鉄哉
〃	谷口武彦
〃	泉愉美

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。  
次のページをお開きください。

(以下、意見書案朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月14日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 山田日出夫

内閣総理大臣 様  
総務大臣 様  
財務大臣 様

経済産業大臣 様

農林水産大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（山田日出夫君） これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論はございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより意見書案第7号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第8号

○議長（山田日出夫君） 次に、追加日程第6、意見書案第8号を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

余湖君。

○8番（余湖龍三君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第8号について、ご説明いたします。

意見書案第8号

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年9月14日

訓子府町議会議長 山田日出夫 様

提出者

訓子府町議会議員	余湖龍三
〃	大野良弘
〃	村口鉄哉
〃	谷口武彦
〃	泉愉美

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきますので、次のページをお開きください。

（以下、意見書案朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月14日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 山田日出夫

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
総務大臣 様  
財務大臣 様  
国土交通大臣 様  
国土強靱化担当大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（山田日出夫君） これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより意見書案第8号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（山田日出夫君） 以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和5年第3回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

本日まで大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時59分